

調達要求番号：

仕 様 書	
	仕様書番号
野菜切裁用調理機 2号修理作業役務	K S - Z 110082
承認	
作成	令和6年 1月 22日
変更	
作成部課	小平学校総務部

1 総則

1.1 **適用範囲** この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地糧食班厨房において使用する、野菜切裁用調理機 2号修理作業役務（以下，“作業役務”という。）について適用する。

1.2 **用語及び定義** この仕様書で用いる用語の定義は、次による。

- 作業役務とは、対象物品を使用可能な状態にすることをいい、通常、点検、検査、調整、交換、組立及び補強などを含むものとする。
- 野菜切裁用調理機 2号 ((株) 榎村鉄工所) とは、小平学校駐屯地糧食班で管理する器材をいう。

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、対象品目の仕様書及び規格により実施するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 **実施日時** 令和6年3月29日まで（細部は官側との調整）

3.2 **実施場所** 東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊小平駐屯地66号庁舎1F 糧食班厨房内

3.3 **対象品目** 調達要求指定書のとおり。

3.4 **実施要領** 実施要領については以下のとおりとする。

- 仕様書等の規定に基づき、作業役務を実施すること。
- 検査等の結果、修復の必要が明らかになった部位については、標準値になるようにすること。
- 契約の相手方は、作業役務の途中において、当初の検査等において明らかになった部位以外の調整が必要になった場合は、速やかに監督官に申し出ること。
- 契約の相手方は、作業役務に先立ち、工程表を契約担当官に提出すること。
- 契約の相手方は、工程表による作業を開始する前及び終了時に監督官に報告すること。
- 作業役務について不明な点があれば、速やかに監督官に申し出て、指示を受けること。

4 品質保証

4.1 **監督** 契約担当官が、示す実施要領による。

4.2 **検査** 契約担当官が、示す実施要領による。

4.3 **保証期間** 保証期間は、検査合格後1年とする。

5 その他

5.1 **撤去部品** 本作業役務において撤去した部品については、官側の指示する場所に移動、残置すること。

5.2 提出書類等 契約の相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 工程表
- b) 役務完了届

5.3 秘密保全

- a) 本仕様書に基づく作業役務において、実施する場所以外への無断の立ち入りをしてはならない。
- b) 整備において、実施場所以外への立ち入りを必要とする場合は、官側の許可を得るものとする。

5.4 疑義に関する処置

官側及び契約の相手方が、作業役務の履行及び履行中においてその内容に疑義が発生した場合は、速やかに契約担当官を通じてその疑義を明確にするものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求書番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	小平学校総務部
	作成年月日	令和6年 1月 25日
品名	野菜切裁用調理機2号修理作業役務	
仕様書番号		

指定事項:

- 1 実施日時
令和6年3月29日まで（細部は官側と調整）
- 2 実施場所
陸上自衛隊小平駐屯地糧食班厨房内
- 3 対象品目

	品名	数量
撤去品	野菜切裁用調理機2号 ((株) 横村鉄工所)	1台
据付品	野菜切裁用調理機2号 ((株) 横村鉄工所)	1台